

主任介護支援専門員は更新制の資格となります

- 主任介護支援専門員については、多職種との連携や、所属事業所及び地域における人材育成、地域包括ケアシステム構築に向けた地域づくりなど、これまで以上に求められる役割が大きくなっています。
- この状況を踏まえ、継続的な資質向上を図ることを目的とし、平成28年度より「主任介護支援専門員更新研修」が始まり、主任介護支援専門員の資格も更新制となりました。

1. 主任介護支援専門員の有効期間について

主任介護支援専門員の資格の有効期間は、主任介護支援専門員研修の修了年月日から5年間。または、主任介護支援専門員更新研修の修了年月日から5年間。

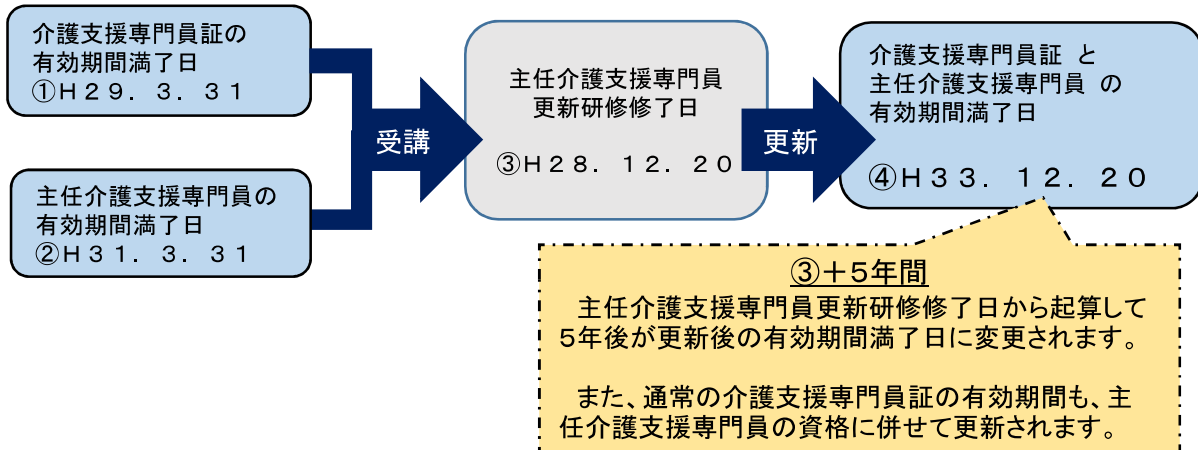
経過措置

ただし、以下の年度に主任介護支援専門員研修を修了した場合は、経過措置がとられます。

- 平成18年～23年度に修了 → 主任介護支援専門員の有効期間満了日は平成31年3月31日
- 平成24年～25年度に修了 → 主任介護支援専門員の有効期間満了日は平成32年3月31日

2. 主任介護支援専門員の有効期間について

介護支援専門員証の有効期間満了前に、主任介護支援専門員更新研修を修了していた場合、更新研修(専門研修 課程Ⅱ)を受講したものとみなされます。



3. 主任介護支援専門員更新研修受講対象者

次の①～⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証の有効期間が概ね2年以内に満了する者。 →→→ 詳細については、「裏面」をご覧ください。

- 介護支援専門員に係る研修の企画・講師やファシリテーターの経験がある者
- 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- 日本ケアマネジメント学会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- 介護支援専門員実務者研修の実習指導者研修を受講し、介護支援専門員実務研修の実習指導を行った者